

基 礎 控 除 の 改 正

- 基礎控除を10万円引き上げ
- 合計所得金額が2400万円超の場合は3段階で逡減し、2500万円を超える場合は適用外とする

改正前		改正後	
合計所得金額	基礎控除	合計所得金額	基礎控除
一律	33万円	2,400万円以下	43万円
		2,400万円超	29万円
		2,450万円以下	15万円
		2,450万円超	0円
		2,500万円以下	
		2,500万円超	

調 整 控 除 の 改 正

合計所得金額が2,500万円を超える場合は適用外とする

改正前		改正後	
合計所得金額	調整控除	合計所得金額	調整控除
一律	※計算方法参照	2,500万円以下	※計算方法参照
		2,500万円超	0円

※計算方法

課税標準額が200万円以下の場合

下記のいずれか少ない金額×5%（市民税3%、都民税2%）

- ・人的控除額の差の合計額
- ・住民税の課税標準額

課税標準額が200万円超の場合

$(\text{人的控除の差の合計額} - (\text{住民税の課税標準額} - 200\text{万円})) \times 5\%$

2,500円未満のときは、2,500円（市民税3%、都民税2%）